奈良文化女子短期大学履修規程（抜粋）

（目　的）

第１条　本学学則第５条から第１０条までの規定に基づき、本学の卒業資格を得るために及び各免許や資格を取得するための授業科目の履修については、この規定の定めるところによる。

（卒業資格）

第２条　本学を卒業するためには、２年以上在学し、次の各号に定める科目及び単位数を履修しなければならない。

（１）　教養科目は１６単位以上

（２）　専門科目は４８単位以上

２　幼児教育学科は幼稚園教諭養成課程である。

３　免許・資格の取得を卒業資格とするときは、前項各号のほかにそれぞれの関係法令に定める科目及び単位数を履修取得するものとする。

（免許・資格の取得）

第３条　教育職員免許状及び各種の資格を取得しようとする者は、卒業資格を得るとともに、次に各号に定める科目及び単位数を履修取得しなければならない。

（１）　教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位数

（２）　保育士資格を得ようとする者は、児童福祉法及び同法施行規則に定める科目及び単位数

（３）　認定ベビーシッターの資格を得ようとする者は、保育士の資格取得に必要な科目の他に「在宅保育」に関する科目及び単位数

（教養科目）

第４条　教養科目は、１６単位以上履修しなければならない。教育職員免許状取得希望者は、日本国憲法、健康とスポーツ（概論・実技)、英語Ⅰ（基礎)、英語Ⅱ（応用)、情報リテラシーⅠ、情報リテラシーⅡを必修とする。

（専門科目）

第５条　専門科目は、別表のとおり必修科目・選択必修科目及び選択科目に分け履修するものとする。

（単位制）

第６条　各授業科目の単位数は、１単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて４５時間とし、次の基準により計算するものとする。

（１）講義については、教室内における１時間の授業に対して教室外における２時間の準備のための学修を必要とするものとし、１５時間の授業をもって１単位とする。

（２）演習については、教室内における２時間の授業に対して教室外における１時間の準備のための学修を必要とするものとし３０時間の授業をもって１単位とする。

（３）実験・実習及び実技については、学修は、すべて実験室、実習室、実習場または体育館等で行われるものとし、４５時間の実験・実習又は実技をもって１単位とする。

（履修する科目の登録）

第７条　学生は、指定期間内に、所定の様式により、履修する授業科目の登録を行わなければならない。

２　履修科目を登録していない者は、その授業を履修することはできない。

（登録の制限）

第８条　授業科目の教員、教室等の都合により、履修登録の人員を制限することがある。

２　同時限に開講される授業科目は、１科目しか登録することができない。

（再登録）

第９条　既に単位を修得した科目は、履修の再登録をすることができない。

２　単位を修得することができなかった科目は、履修の再登録をすることができる。

（登録の変更）

第１０条　履修登録をした後は、原則として、変更・追加又は取り消しをすることはできない。ただし、大学の都合により変更する場合にはこの限りではない。

（授業科目の開講）

第１１条　授業科目は、教員、履修人員等の都合により、年度によって開講されないことがある。

（単位の認定）

第１２条　担当教員は、授業科目を履修した学生に対し、試験、論文、研究報告等（以下「試験等」という。）または平素の履修状況（出席状況、学習態度等）により学修の成果を評価して単位を与える。

（受験資格）

第１３条　次の各号いずれかに該当する場合は、試験等による認定を受けることができない。

（１）　授業料その他諸納入金が未納であるとき

（２）　履修の登録をしていないとき

（３）　出席不良で授業時数の３分の１以上欠席し、受験停止を命じられたとき

（４）　その他授業担当者の求めるシラバスに明示された条件を満たしていないとき

（試験等の成績評価）

第 14 条　試験等の成績評価は、１００点評価法により示され、次の基準による評価で表す。

（１）　100 点から 90 点まで　　秀

（２）　89 点から 80 点まで　　優

（３）　79 点から 70 点まで　　良

（４）　69 点から 60 点まで　　可

（５）　59 点以下　　不可（不合格）

（受験の注意事項）

第 15 条　学生は、試験を受けるに際しては、次の注意事項を厳守しなければならない。

（１）　指定された席に着座し、学生証を机上に提示、公正な態度で受験しなければならない。

（２）　受験席には、筆記用具及び指示されたもの以外は持ち込んではならない。

（３）　試験開始後 30 分以降の入場は許可しない。

（４）　試験開始後、30 分以内の退場は許可しない。

（５）　許可なく席を離れること、私語すること及び物品を貸借することは許されない。

（５）　試験中に不正行為をした者及びその予備行為と認められる者については当該科目の単位を無効とし、処分は教授会にはかり、学長が行う。

（６）　受験者が試験監督の指示又は警告に従わなかった場合は、退場を命じ答案は無効とする。

（７）　答案用紙を試験場外に持ち出すことは許されない。

（追試験）

第 16 条　次の各号のやむお得ない理由により予定の日時に受験できなかった場合は、1 回に限り追試験を受けることができる

（１）　忌引き

ア　父母、配偶者、子の場合　　5 日

イ　祖父母、兄弟姉妹の場合　　3 日

ゥ　その他同居の親族の場合　　１日

ただし、上記の日数に往復に要する日数を加えることができる。

（２）　学校保健法及び同施行規則に基づく伝染病による出席停止

（３）　幼稚園実習及び保育実習、又は実習先における事前・事後指導
（４）　公共交通機関の争議行為時および遅延
（５）　課外活動のうち、全国大会等の公式戦参加
（６）　就職試験
（７）　傷病
（８）　自己の責めによらない不慮の事故または災害
（９）　その他学長が認めた特別の場合
２　追試験を受けようとする者は、当該試験実施日の翌日から１週間以内に「追試験受験許可願」に次の各号の欠席事由を証明する書類を添付し、教務課に願い出なければならない。
（１）　前項第１号の場合は、会葬礼状等
（２）　前項第２号及び第７号の場合は、医師の診断書
（３）　前項第３号の場合は、当該実習担当者の承認による公欠願
（４）　前項第４号の場合は、当該交通機関の遅延証明書
（５）　前項第５号の場合は、学生課承認による公欠願
（６）　前項第６号の場合は、学生課承認による受験証明書
（７）　前項第８号の場合は、当該事故または災害を証明する書類
（８）　前項第９号の場合は、事由書
（９）　その他、大学が求めた書類
３　追試験の結果の成績は原則１割減とする。
４　追試験を受ける手続きは、第 18 条により行う。
５　追試験の追試験及び再試験は行わない。
（再試験）
第 17 条　試験等で科目が不合格となった者は、１回に限り試験等を受けることができる。
２　再試験で合格した場合の成績は 60 点（可）とする。
３　再試験を受ける手続きは、第 18 条により行う。

（追・再試験の手続き）
第 18 条　追・再試験等を受けようとする者は、指定の期日までに願書に受験料を添えて願い出なければならない。
２　追・再試験の受験料は、１科目につき１，０００円
３　追試験の受験料は、これを免除することができる。
４　正当な理由がなく追・再試験の手続きを怠った者、又は追・再試験を放棄した者は、当該科目の単位修得資格を失う
附則　（略）
この規程は、平成 21 年４月１日から施行する。
[付記]
授業科目の履修及び単位の修得については、その後改定された箇所を除いて、その学生の入学年度における所載の履修規程に準拠するものとする。